

損害賠償請求事件

原告 鶴田明日香

被告 社会福祉法人 S 会

証拠説明書(1)

平成26年8月1日

名古屋地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士

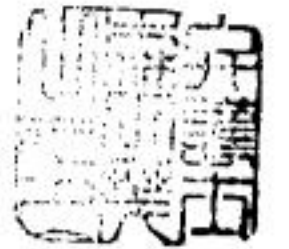
中 谷 雄 二



同

森 田

茂



号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲1の1	被告のHPをプリントアウトしたもの。	写し	26.7.5 プリン トアウ トの日	被告	被告は、その所在地にある「障害者支援施設 H」を運営する社会福祉法人であること。
甲1の2	被告のHPをプリントアウトしたもの。	写し	26.7.5 プリン トアウ トの日	被告	H の施設やサービスの概要。
甲2	死亡診断書	写し	25.3.22	医師・	平成25年3月22日、早亨が窒息により死亡したこと。
甲3	個人情報開示決定通知書と添付の回答書	原本	26.3.17	衣浦東部広域連合消防庁	救急隊の到着時及び搬送時の早亨の状況。
甲4	通知書	写し	25.10.25	原告代理人	原告が被告に対して、本件事故の事実関係について把握している情報を開示するよう要求したこと。
甲5	配達証明書	原本	25.10.28	名古屋中央郵便局	甲第4号証の通知書が平成25年10月28日に被告代理人に配達されたこと。

					と。
甲6	辞任通知書	原本	25.11.28	弁護士 鈴木貴夫	鈴木弁護士が被告代理人を辞任したこと。
甲7	「ご連絡」と題する書面	写し	25.12.3	被告代理人ら	木下弁護士と北條弁護士が被告代理人に就任したこと。
甲8	ご連絡書	写し	26.1.24	被告代理人ら	被告が説明した本件事故の具体的な事実関係。
甲9	債権譲渡通知書	写し	25.12.12	鶴田父	鶴田父が原告に対して、早亨から相続した損害賠償請求権を原告に譲渡したこと。